

犯罪者のライフコース観
——水上勉『その橋まで』を手がかりに——

古川隆司

An outlook of Life on ex-prisoner
and the historical perspective of social rehabilitation

Takashi FURUKAWA

Abstract

It hasn't described what crime influences the life histories of offenders yet. Recently the elderly offender is becoming serious problem in criminal policy, but I think the influences the life histories convince by presence of them.

In this article, I focus on a perspective of life of an ex-prisoner from a novel character, and I will, discuss the historical views of social rehabilitation.

An ex-prisoner has not suffer seriously life history, especially many experiences offender has optimistic as others. In criminal policy have takes offender reflection themselves and satisfaction for victim by correction workers.

The former process likes circular or the three dimensional curve, against latter process likes linear. But both have influences each other, I think latter receive former, then correctional workers have got into the process what life course is trial and error.

If correctional workers are on the hours of a dilemma, elderly offender's life course is symbol of them.

Keywords

an outlook of life, ex-prisoner, novel character, trajectory of reflection, social rehabilitation

1. 問題の所在

(1) 司法手続への関与

時にわれわれは他者を手段化する誤りを犯す¹⁾。「リキッドモダニティ」で抗いがたいシステムの中に置かれ「個人」とされていくとバウマンが描く状況下で、現代社会で生きられるわれわれが斯様に振る舞うことは適応の一種といえる。だが意図的に手段化することが、その独善性や社会秩序からの逸脱さの故に罪とされる場合、それに伴う手段化された側の怒りと損害が表明され、法的手段により「制御」されていく。この時秩序（システムというべきか）は、損害に対する償いとして、罪を犯した者へ、謝罪と償い・更生という過程を求める。これを、犯罪者処遇の時間認識と呼ぶことにする。

日本は体感治安の悪化が主張されているとはいえ、犯罪検挙数が著しく悪化しているわけではない（法務省法務総合研究所2008）。しかし刑事政策に関する近年の諸改革、なかでも犯罪者処遇に関わる刑事施設・更生保護制度は、再犯防止を重視するようになった。また刑事訴訟における国民の参加を定めた司法制度改革の一環として、2009年に裁判員制度が施行された。その方針として、犯罪者の処罰から贖罪・更生の手続の透明性をはかることがあり、背景には犯罪被害者に対する社会的配慮と刑事政策の不祥事²⁾への対応がある。これらの立法化や法制度の改革と情報の開示を通し、犯罪者処遇の過程へ一般市民が関心を向けやすい状況となりつつあるといえるだろう。

成人の犯罪者処遇は通常、検挙されてから検察へ送検、刑事裁判による判決にもとづいて刑が確定することから始まる。警察による検挙から刑事裁判への公訴については、裁判員制度について論議されているためここでは被疑者・被告人段階を扱わず、犯罪について何らかの刑が確定・執行された段階、すなわち既決拘禁者や執行猶予付判決を受けた者の処遇の段階を扱う。刑事施設における処遇の過程は、処罰として法にもとづき一定期間本人の自由を制限して反省を促し、懲役などを通じた贖罪と社会復帰に向けた教育・訓練が行われる。その後帰住地や身元引受を確認して釈放、本人の自助努力により更生していくことが期待される。

なお、帰住地や身元引受人がない場合仮釈放先として更生保護施設での社会復帰指導を受けるか、保護司による就労・住居斡旋を受ける。なお満期釈放者については、必要な者へ釈放時に保護カードが交付され、本人が保護観察所へ申し出ることにより緊急更生保護を受けることができ、仮釈放者と同様の指導を受けつつ社会復帰を目指していく。また2004（平成16）年施行の心神喪失者医療観察法により、何らかの精神疾患や精神障害のある者については、医療機関への受診と通報の対象となることとされている。

また近年触法障害者・高齢犯罪者へ着目される中から、2006年度からの矯正管区の主要刑事施設および医療刑務所には精神保健福祉士・社会福祉士が、2009年度からはほぼ全ての刑事施設へ

社会福祉士が配置され、これら医療・福祉等領域との環境調整を要する受刑者に対する対応が整備されてきた。

(2) 犯罪者のライフコース

このように犯罪者の処遇が可視化されていく一方、当事者の辿るライフコースはいまだ明らかでない。犯罪が人生にどのような影響を及ぼすかについても、かれらの犯歴から把握や分析がなされるとはいえず、常に犯罪行為だけで日常生活が成立しているとは考えがたく、これは自ずから限界を伴う。また学術的なアプローチは、受刑者処遇において外部との交通が厳しく規制されてきたこともあり、ほとんど取り組めてこなかった。この結果、受刑者等犯罪者のライフコース研究は、関係者による手記や文学作品に仮託されているという状況にあるとあって差し支えないだろう。

だが、高齢犯罪者の増加が注目されるようになった今日、適切な社会復帰のあり方はいかなるものであるかが重要な課題として浮上している。刑事政策の関係者のいうように就労を通して更生することが有効であっても、加齢による心身の機能低下・社会的関係の乏しさから、現役世代と同様に自立更生していくことは難しい。この老いを経験していくかれらの社会的・個人的諸側面から、かれらへの処遇や社会復帰において何らかの福祉的援護が必要な存在として注目されるようになった³⁾。田島ら南高愛隣会による触法障害者への研究では何らかの福祉的支援を要する刑余者への更生保護や処遇のあり方を問題提起し、実践を試みつつある((社福)南高愛隣会2007)。また日本社会福祉士会も、刑余者に対する福祉的支援について調査研究を行っている((社)日本社会福祉士会2009)。これらの動きは、人口高齢化を踏まえた刑罰と社会復帰のあり方がようやく論議の俎上に乗せられようとしている段階を反映しているといえる。だがそれ以上に、高齢犯罪者の増加が、刑事政策に関わる諸課題を顕在化する契機となっていること(古川2008)とあわせ、この現象が、犯罪者のライフコースについて考えていく視座を提起していると考えられる。

すなわち、老いゆく中での犯罪経験がライフコースへ及ぼす影響を考察することは、犯罪者自身が社会復帰の困難さをどう受け止めるか・自らの老いる経験から社会で「生きられる」ことをどう関連づけていくか、さらに自らを「生きられる存在」としてどう認識していくのか等、老いを契機として犯罪者自身が人生を反省していく視点や方法を獲得することになると考えられるからである⁴⁾。

そこで本論では、反省を手がかりに犯罪者処遇の時間認識について考察を試みたい。“懲りる”というのは、過去の経験から自らのあり方や行動を改めていく営みであり、少なくとも学校の生活指導で用いられていたような「反省ノート」のように強いられることではなく能動の実践である。過去から学ぶとすれば、現在における自分自身のあり方をとらえ、未来の自分自身を思い描くことへ、いいかえれば時間認識の中で自らをとらえることになる。とすれば、矯正・保護を通じた贖罪と更生が犯罪者のライフコースにおいて、犯罪者自身の時間認識にどのように影響を及

ぼしているのだろうか。制度的な時間認識に沿って処遇される犯罪者は、ではなぜ再犯に走ってしまうのだろうか。反省的な生き方を求める時間認識は矯正・保護に携わる人々と共有されないのであろうか。これらから、上の問題認識について取り組むことが本論の目的である。

(3) 本論の構成

本論は、更生保護関係者の中ではよく知られる文学作品の一つ、水上勉著『その橋まで(上)(下)』(新潮社、1974)に仮託して、本作品の主人公である名本登と、保護司笹本愚堂・保護観察官鰐村ら名本の更生保護に関わっていく人々との関わりを事例として、更生保護における「贖罪と更生・社会復帰」の過程を検証しつつ、主人公のライフコースと、反省的な生き方を求める関係者の時間認識の差異について考察してみたい。

以下、2節で本作品の梗概と背景を示し、主人公のライフコースについて矯正・保護の過程と照合しつつ検討する。あわせて3節で更生保護関係者の時間認識についても検討し、4節で仮釈放を経験した者のライフコースをめぐる各々の認識について、比較・考察していく。犯罪者のライフコースを考察するうえで、本論のようなアプローチは一般化に不適切という意見があるかもしれない。だが逆に、犯罪者がステレオタイプ化されることのない存在であることは人口に膾炙しており(安部1986, 山本2003ほか)、犯罪者自身の語りによってライフコースへの認識の手がかりを得ることを本論では重視することとしたい。

2. 『その橋まで』と主人公

(1) 本作品の梗概

殺人事件を起こし無期懲役となった名本登は17年目に仮釈放され、保護司の笹本愚堂に紹介された木材製品の工場へ就職し寮で生活することとなった。服役中に文通することとなった幼なじみの女性が名本へ会いに来た。帰り道、その女性とホテルで逢瀬を交わすが、女性は数首の短歌を残して不審死してしまう。警察から容疑者とされ、捜査が周囲に及んで居たたまれなくなった名本は、知人のついでで木工芸の職人宅に住み込みで働くこととなった。だが女性の死について自ら真相を確かめようとする中、住み込み先の後妻に関係を迫られ関係してしまう。それを警察・保護司・保護観察官に知られることとなる。保護観察の遵守事項違反として保護司の愚堂から叱正され、警察からの容疑を保護観察官の鰐村が庇う中、仮釈放取消の危機を迎える。

そんな中、行方不明だった父親が世話をしてくれていた女性から生きていると知らせがあり思いがけず再会するが、もう寝たきりとなっていた。だが引き取る準備をしている中で父親は死亡する。葬式は父親を世話した女性や生前を知る近隣の人々に囲まれて、また納骨は郷里の遠縁・在所の人々の理解を得て行くことが出来た。これらの人々の人情にふれる中、名本は人生の意味を考えるようになる。

だが、不審死をとげた知人女性の真犯人を探す中で、元受刑者たちによる事件の関係で名本は突然かれらに襲われ刃物で刺され、咄嗟に刃物で斬りつけてしまう。警察により拘束された名本は、自らの潔白を主張するが何も信じない警察に対し、一般社会で生きていくことをあきらめて服役を希望する。再び刑務所に収監された名本を訪ねる愚堂と鱒村は、仮釈放された刑余者にとっての更生と社会復帰を振り返る。

(2) 更生に対する意識

本作品の主人公である名本登の前半生を振り返っておく。

名本は、幼いころ母親に連れられて郷里で暮らすようになるが、父親は行方知れず・母親も死んでしまい、祖母の手で育てられた。川沿いの郷里で暮らした少年時代、近所の子どもたちと川遊びをしている時ダムの放水に気づかず増水した川で友達2人を助けたものの、しがみついていた1人を蹴飛ばして溺死させてしまう。この事件で名本は近隣で憎まれるようになる一方、助けられた友達たちは名本を命の恩人と思う。この友達の1人が、やがて刑務所で服役する名本と文通するようになる女性である。

その後、郷里を離れた名本は、都市で暴力団の構成員として暴れ回るようになる。その街で知らぬ者はいないほど恐れられた名本はある女性と親しくなり、交際するようになるが、逮捕され少年院に収監される。収監中この女性が別の男性と付き合っていることを知った名本は、少年院を脱走してこの女性を郷里まで追って殺し、付き合っていた男性にも重傷を負わせた。この事件で無期懲役の判決を受けたのであった。

刑務所で名本は木工作业を担当していた。協力雇用主として刑務所へ出入りしていた木材製品の製造業者が、名本の真面目な仕事ぶりをみて仮釈放後の身元引受人になってくれた。だが幼なじみ女性の不審死事件が起り、警察の捜査が及ぶ中で、真犯人を探そうとする名本との関係が悪くなり、やがて知人のついでで名本は転職し、この業者を退職する。

前半生で名本は3つの事件に関わっている。少年時代の増水した川で友達が溺死した事件、少年院を脱走して起こした殺人事件、そして幼なじみの女性が不審死を遂げた事件である。これらの事件はいずれも人の生死に関わるもので、名本にとって自らを省みていく機会と考えられる。であるが、その質も事件への関与もそれぞれ異なっており、名本自身の認識もずいぶん異なっている。

名本にとって友達が溺死してしまった事件は、ダムの放水を知らせるサイレンを聞き落としたために起こった事故という認識であった。むしろ遊びについてきた友達へ、危険だから来なければよかったのという、死んだ友達への感情があったかもしれない。また増水した川で2人を抱えて岸に向かっていった名本が、もう一人を助けることはできなかった。逆に自らも流されてしまいかねない危険に晒されていた、やむを得ない事態であるという思いをもっている。のちに父親

の納骨のため訪れた郷里で、幼なじみ女性の親族へ供養の言葉が出ている一方、この事件について名本には、既に過ぎ去ったこととしてとらえられている。またこの事件は、郷里や溺死した友達あるいは学校などから非難される機会となったと考えられる。本来帰属意識など社会関係を構築していく過程で生じたライフイベントは、少年期の名本にとって、インフォーマルな社会関係と距離をおく機会でもあったと考えられるだろう。すでに実の両親はおらず、とくに行方不明になっていた父親に対して恨みさえ抱いていたかもしれない。

次に、交際していた女性の殺人事件は、暴力団の構成員として検挙され少年院に収監中起こした事件である。したがって、前半生の中で名本自身がかつても活動していた時期そのものを振り返る機会であったといえる。また少年院に収監された事件への認識は作品中まったく触れられておらず、この事件に対する矯正教育や更生は効果が見られなかったといえよう。交際女性を殺害し、付き合っていた男性に重傷を負わせたことで、名本は無期懲役の判決を受ける。すなわち、一般社会での人生を許されざる存在となったことで、名本へ自分自身のこれまでを省みる機会が初めて訪れたといえる。

17年目に仮釈放を許されたということは、規律違反もせず、刑務作業に従事して順調に累進していったと考えられる⁵⁾。作品中、名本が刑務所での生活を回想するたび、殺した相手への供養に励みながら「真人間になって」いくと述べている。

そして、幼なじみの女性が名本と逢瀬を交わした後不審死した事件である。就職先で休みをもらった名本は、二人で幼少期のことを話しながら舞台である地方都市を散策し、名本が刑務所の所外作業で通っていた付近にあったラブホテルで休憩、彼女を抱いてしまう。名本には抑えがたい性欲があり、また彼女には幼少期に命を救ってくれた名本へ親近感があった。逢瀬を交わした後そのまま泊まることになった彼女と別れ、名本は帰っていく。だが彼女は、その夜何者かに自殺と見せかけて殺害されてしまう。地元警察は遺体発見後十分な捜査の出来ないまま遺された短歌から自殺と認定するが、彼女の雇い主が捜査を依頼、彼女の住む県警による捜査が始まり、容疑者として名本が浮上してくる。名本には仮釈放時に申し渡されている遵守事項があり、彼女と外泊することも、本来彼女と逢瀬を過ごすことも許されない。したがって、このような後ろめたさを感じつつ、不審死として捜査が始まった時には自らの潔白を証明するべく、真犯人を探そうと行動し始める。ここには、遵守事項に違反した事への後ろめたさと、県警が前科のある仮釈放者とラベリングすることへ自らの潔白を証明したいという二つの感情が見出せる。しかし、名本にとって彼女は、将来を約束するような特別な相手ではなかったのであるが、不審死により特別な存在となっていく(とはいえ、自分自身の身の潔白を証するための、であるが)。物語の最後、真犯人が逮捕・自供したことを母の郷里で知った名本が、彼女の供養を寺の僧侶や親族に依頼することによって、それを果たしたといえる。

3. 更生保護をめぐる認識とライフコースへの認識

(1) 身元引受先

最初に名本の身元引受先となった木工製品の工場経営者は、保護司である愚堂の檀家でもあり、名本の仕事ぶりを評価して身元を引き受けたのであった。また、元受刑者であるという過去を隠すべきであると名本に諭している。これは多くの雇用主がとる態度であり、就労を通じてまじめに更生していく機会を提供することで自らの役割を果たしている。「寝た子を起こすな」という態度といってよいかもしれない。しかし、幼なじみ女性の不審死について捜査の手が及ぶ中で、名本が身の潔白を証明するため同僚に過去を告白することで、経営者は名本に対する態度を硬化させる。その後、知人の紹介で名本が木細工の職人宅へ住み込みで働きたいと、退職する際も多くは語らず、名本の申し出を認めるのであった。

経営者にとって名本の更生とは、黙々と働くことである。雇用主としてそれは当然のことであるが同時に、刑余者自身が過去を沈黙することで未来を考えることを期待する態度といえる。伏せられる過去は経営者と名本にのみ共有される秘密であり、それを守ることによって経営者が名本の更生に責任をもつ。これを保護司である愚堂が担保するという三者の関係で成り立っているととらえている。したがってその前提が名本自身によって崩される時、経営者は、名本の更生に対し責任を持ってない、と考えたのかもしれない。

しかし、更生本来の主体は名本にあり、経営者のもとで就労しないとしても果たされるべき宿命である。だが社会復帰の機会を与え、保護司が名本を指導していく関係に協力する場として、経営者自身は更生に寄与しているのである。

次に住み込みで働き始めた職人宅は、老職人と年の離れた後妻が住んでいる。職人宅には村から身体障害で働きに出られない者が通いで働いているが、職人夫婦と住む格好で木細工の職人として名本は働き始める。やがて老職人に代わって材料となる木材を調達するため、名本は自動車の運転免許を取得しあちこちの山へ出かけるようになる。

だが、後妻は職人と久しく夫婦関係がなく、名本を誘惑するようになり、名本は後妻と姦通を重ねてしまう。それは名本に罪悪感を抱かせることとなるが、逆にその関係を使って幼なじみ女性を殺した真犯人を探すため、別の女性の殺人事件の現場となった別のラブホテルを訪れるのであった。名本が容疑を抱く男性（真犯人）の身辺を調べることも、また住み込み先の後妻と関係をもってしまうことも、遵守事項に違反する。幼なじみ女性の事件を捜査していた県警は名本の行状を掴み、保護司である愚道と担当保護観察官である鯉本の知るところとなってしまう。

老職人は、後妻と名本の間を怪しみつつもそれを口には出さない。また、経営者とは異なり名本の更生自体を自らの関わることと考えていない。

(2) 保護司と保護観察官

名本の更生に対して直接責任を有するのは、鯨村と愚堂である。保護観察官は保護司の担当する保護観察者に対する責任を負っているが、直接処遇は保護司が行い、スーパービジョンを行う関係である。物語で鯨村と名本が対面するのは、釈放後保護観察所で面会した一度きりであるが、愚堂による報告をその都度受けながら、名本が善行保持という遵守事項を履行することを監督している。

まず幼なじみ女性の不審死事件について、県警が名本に事情聴取を行いたいと申し出た際、二人はこれが更生に悪影響が及ぶと反対する。愚堂と鯨村は、木工製品工場の経営者と同様、過去が知られることによって社会復帰していく環境が乱されるという認識を有しており、ここに更生保護のアプローチが典型的に表わされているとあってよい。保護司と保護観察官は日常的に監視を行うのではなく、主体的に刑余者が更生していけるよう相談にのり、かれの環境と社会適応に関わる関係へ関与し、調整をはかっていくのである。

愚堂と鯨村が犯罪者の社会復帰について語るシーンとして、雑誌「光」の企画による座談会の場面がある。刑余者も交えたこの座談会で、鯨村と愚堂は刑余者自身の問題があるとしても社会復帰していくには風俗の乱れた一般社会の環境にも課題があるという意見を述べている。名本の遵守事項違反について、両者とも名本の事情に理解を示す。鯨村は極力事を荒立てないよう関係機関との交渉にあたり、愚堂は名本を度々訪れては諭し、善行保持のつらさに同情しつつも、彼が更生していくことを見守るのである。また禅僧である愚堂は、自らが京都の花街近くで修業した経験を名本に語る。誘惑の多い一般社会では、いかに抑えようと自らの性欲をなくすことではできないものでなく、そのために「薄い皮」を破って欲望が顕わになることで身の破滅がもたらされる、であれば、自分と同じように結婚して所帯を持つように、と名本に結婚を勧めるのである。だが名本は、女性に対する恐怖心や自分のような前科のある者と結婚してくれるような相手などないと、愚堂の勧めを断り続ける。

かれらは、いくつもの失敗を重ねても、社会復帰していこうとする名本を望ましい方向に導く存在として関わりつつ、名本の行動を成り行きとしてとらえ、積極的に介入するわけではない。それはどうしてだろうか。

刑余者として名本が遵守事項に違反していることが明らかになれば、再び収監されてしまい、社会復帰の道は閉ざされてしまう。社会復帰を願うかれらの目的は、名本がtrial and errorを重ねようとも、遵守事項を守った生き方をしていくことによって贖罪と更生を実現するための支援者として彼の行動に寄り添っていることになる。保護観察が実際に、刑余者の日常生活すべてに責任を負っているわけではなく、更生はあくまで本人の主体性に委ねている。しかしこれは、保護観察中の者による凶悪事件によりこれまでも厳しい批判に晒されてきた。ことに性犯罪歴のある者や精神疾患のある者に対しては、通報や措置入院、電子監視を含んだ更生保護のあり方が要

請されるようになっている。いいかえれば保護観察に携わる保護観察官や保護司は、つねに保護観察中の刑余者と同様、一般社会の厳しい批判を受けているのである。

物語の最後、母の郷里で元受刑者による別の事件で嫌疑をかけられ、身柄を拘束された名本が、一般社会ではつねに容疑者とされる刑余者として生きるのではなく、再度服役したいと申し出る。名本はその希望通りもとの刑務所へ収監されるのであるが、愚堂も鯨村もこれを何とか覆し、再び更生の機会が得られるようにと行動する。更生保護関係者にとって、保護観察が取り消されることは処遇が失敗であったとみなされることを意味するだろう。とすれば、社会で再び「真人間となって」生きていけるように支援する機会がなければ、それは実現しないのである。「真人間」として一般社会で生きていくことにこそ、愚堂や鯨村の考える更生があるといえるのだから。

4. 考察と小括

以上から、更生保護と刑余者のライフコースについて若干の考察を試みたい。

まず名本の更生とはどのように理解され、関係者に共有されていたのだろうか。かれ自身は、仮釈放時に申し渡された遵守事項を守って社会生活を送ることが更生の前提ととらえている。その中で就労先を代わりながらも、社会で受け入れられるということについて常に向き合っている。木細工の老職人への罪悪感はその一つである。だが物語を通じて名本が向き合っていくのは、父親を看病してくれた内縁の女性や葬儀に駆けつけてくれた人々、父親の納骨に理解を示してくれた母の郷里の親族など、幼少期に行方知れずとなり無頼な生き方をして世を去った父親をめぐるこれらの人々との関係ではなかったか。それを自ら省みつつ、足掻いていく過程としての「更生」とみることができる。とすれば、木工製品工場の経営者や鯨村・愚堂らの考えている更生とは自ずと形は異なっているものの、かれの内面的な営みとして更生に取り組んでいたといえなくもない。ここには、終わりはなく、後ろめたい遵守事項違反の度に、あるいは警察による捜査と接点が生じる度に、繰り返され堂々巡りするような反省のプロセスが見出せる。

しかし遵守事項を守って「真人間」として生きていくことを求める愚堂らと、名本のこの過程とは一致しない。否、試行錯誤する名本に“振り回され”るかのようにも見える。そうみると彼らの求める更生にも実は終わりはない。名本に寄り添う中で、かれの行状に嘆息し、時に喜びを感じつつ、付き合っていく循環的な過程であるように思われる。

更生保護は先述の通り、保護観察対象者同様、一般社会の厳しい批判を受ける。犯罪者処遇の過程は制度的に直線的な営みとしてモデル化されるが、実はその中で関係者が対象者である刑余者とともに歩むことによって、循環的な過程を描きつつ「更生」の指導や監督・支援・環境調整を行っているようにみえる。

最後に、高齢犯罪者や触法障害者の処遇が課題となりつつある刑事政策へのフィードバックを試みてみたい。触法障害者の多くが何らかの発達障害や社会適応に課題を有し、高齢犯罪者はその加齢ゆえに社会へアクセスする機会に制約がある。自らの犯罪を振り返るだけでなく、自らがどうあるべきかを考えるには、何らかの支援を伴う存在であるといっても差し支えあるまい。ならば、かれらの更生保護や社会復帰はどのように構想されるべきなのだろうか。

名本は、刑務所の方が生きやすいといった。今日刑務所が「福祉の最後の砦」として機能していることは、名本とは異なるけれど、制度の求めるような直線的な反省を通した更生を果たすことが難しい存在が増えている中で、循環的で終わりのない過程として更生保護もまた“伴走”していくかのように思われる。何らかの支援を要することだけでなく、高齢である刑余者が人生を振り返っていく契機となるのは、かれらの刑罰ではなく自身の死なのかもしれない。

なお、本論は平成19～21年度科学研究費の交付を受けた研究成果の一部である

註

- 1) この道徳律を前提にしていることはいうまでもない。
- 2) 名古屋刑務所での人権侵害事件など行刑施設における不祥事のほか、仮釈放者による凶悪事件。ここでは省略するが、これが刑事政策全体への改革を促したとされる（刑事立法研究会2007；染田2008）。
- 3) 筆者もこれに同意する立場であるがこれも、高齢であるが故に社会復帰にあたって福祉的援護が必要ととらえる見方の他、一般社会と同様刑事施設においても福祉サービスへアクセスする手続的権利を保障したととらえる見方もある。高齢化など今日の状況での受刑者の権利については、別の機会に論じる。
- 4) 更生そのものは、少年院における更生を考察した稲葉の指摘するように、「根本的な自己変容」であると同時に「更生」が行われている空間が閉じられている」という二つの接近不可能性がある（稲葉2009：51-52）。高齢者の場合、前者すなわち自己の内面世界をどう変容させていくかは、過去の自分自身に向き合っていくという当事者にとって容易ならざる営みである。一般に高齢化に伴う自己認識は自らの過去を肯定するものであり、仮に他者の介入を要する状況であっても、積極的な当事者システムの変容より、当事者を取り巻くシステム変容や相互作用を通した当事者の適応を促していく傾向にある。たとえば要介護状態などにより自己表現の困難となった高齢者へのケアは、当事者の受容が前提となりつつ、療養や介護を通した生活習慣や生活環境への適応プログラムが本人にとって最善となる状況に至る支援として提案され、本人の了解のもとで実践される。したがって高齢犯罪者の矯正が、少年・成人犯罪者処遇と異なる方向性で検討される必要があると考えられる。
- 5) 累進制は受刑者処遇における動機付けとして導入されていたもので、昇級するたびに貸本の冊数が増やされるなど特典が得られる。他方規律違反が起こると、累進していた者も取り消され、懲罰を受ける。

参考文献・資料

- ・安部譲司（1986）『塙の中の懲りない面々』文藝春秋
- ・Adey（2003）, Aging Prisoners, Praeger
- ・Baumann（2000）, Liquid Modernity, (= 森田典正訳（2001）リキッドモダニティ, 大月書店)
- ・ベッカーリア『犯罪と刑罰』風早八十二訳, 岩波文庫
- ・Goffman, Erving（1961）Asylums:Essays on the Social Situation of Mental Patientsand Other Inmates, Doubleday (= 石黒毅訳（1984）『アサイラム - 施設被収容者の日常世界』誠信書房)

古川：犯罪者のライフコース観

- ・ 稲葉浩一（2009）「少年院における「更生」の構造—非行少年の語る「自己」と「社会」に着目して—」日本教育社会学会，教育社会学研究 85，49-68.
- ・ 刑事立法研究会（2007）『更生保護制度改革のゆくえ』現代人文社
- ・ 古川隆司（2008）「高齢犯罪者の増加と社会福祉の関係，課題」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報第5号，175-189頁。
- ・ 古川隆司（2009）「犯罪者の孤独と生活世界 - 吉村昭『仮釈放』をめぐって -」追手門学院大学社会学部紀要第3号，151-158頁。
- ・ 泥棒研究会編著（1995）『盗みの文化史』青弓社
- ・ 水上勉（1974）『その橋まで（上）』『同（下）』新潮社
- ・ 大澤真幸（1994）「社会性の起源」現代思想 22-10,241-259, 青土社
- ・ 社会福祉法人南高愛隣会（2007）「厚生労働科学研究罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」報告書
- ・ 染田 恵（2008）「犯歴等から見た日本における再犯者の実態とその対策の在り方」罪と罰 45-1，26-35, 日本刑事政策研究会
- ・ 山本譲司（2003）『獄窓記』ポプラ社
- ・ 吉村昭（1988）『仮釈放』新潮社